慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一九七三年西ドイツ行刑法政府草案（一）： 「自由刑および自由の剥奪をともなう改善および保安処分の執行法草案：行刑法」
Sub Title	Entwurf eines Gesetzes über den Vollzug der Freiheitsstrafe und der freiheitsentziehenden Maßregeln der Besserung und Sicherung : Strafvollzugsgesetz (StVollzG) : Januar,1973 (1)
Author	中谷, 瑾子(Nakatani, Kinko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.7 ,p.62- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730715-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

一九七三年西ドイツ行刑法政府草案（一）

「自由刑および自由の剝奪をともなう改善および保安処分の執行法草案—行刑法—」

【Entwurf eines Gesetzes über den Vollzug der Freiheitsstrafe und der freiheitsentziehenden Maßregeln der Besserung und Sicherung—Strafvollzugsgesetz (StVollzG)—Januar, 1973】

中谷瑾子

まえがき

西ドイツでは、すでに進められている刑法改正作業と併せて、行刑法の立法作業が進められ、一九七一年二月には連邦司法省の行刑委員会（Strafvollzugskommission）[1]が作成したいわゆる委員会草案（Kommissionsentwurf）が連邦司法省によつて公表された。この委員会草案については、わが国でもいち早く団藤・斉藤（誠二）両教授[2]、森本講師[3]らによつて紹介されたばかりでなく、法務省矯正局の朝倉京一参事官[4]によつて全訳されたので[5]、その詳細はすでに周知のところである。その後西ドイツでは、一九七一年五月一日いちはやく現行の西ドイツ唯一の行刑関係法規である統一的な「服務および行刑令」（Dienst und Vollzugsordnung＝DVollzO）に前記行刑委員会の提言をとりいれた新しい規定をもつた法改正を行い、ついで、翌一九七二年三月八日には、西ドイツ連邦司法省が連邦議会に行刑法政府草案（Kabinettsvorlage des Entwurfs eines Strafvollzugsgesetzes）を上程しようとしたが廃案となつたり[6]、その直後、一九七三年秋までには行刑法を制定すべきことを内容とする連邦憲法裁判所（Bundesverfassungsgericht）の決定（一九七二年三月一四日）が出されたりした[7]後、一九七二年七月五日、西ドイツ連邦政府は、初めて正式に行刑法草案を決議し、秋にこれを（理由書つき）公刊した。

昨年末、私は行刑委員会の議長で、個人的な面識もあるジーフェルツ教授にこの草案について問い合わせたところ、新年早々、教授の例年のクリスマスと新年の御挨拶兼旧年の公私にわたる年次報告に加えて、行刑法政府草案を私宛に送るよう連邦司法省に手配した旨の御返事をいただいた。その後草案の届くのを楽しみに待っていたところ、一九七三年一月二六日付で司法省のK・マイヤー博士より、残念乍ら昨秋刊行の行刑法政府草案は絶版になってしまって御希望に添いえないが、数週間中に新版が出ることになっているので、出来次第送付する旨の連絡を頂戴し、現実に行刑法政府草案第二版を手にし得たのは今年三月下旬であった。この政府草案は、第五編の終結規定に社会保険および失業保険に関する規定を含む第一章から第六章までの新たな規定をもりこむ大修正が見られるほか、基本的には一九七一年の委員会草案に則ったものであると云われながらも詳細には到るところに後者の修正が見られるのであって、本格的には委員会草案と、そしてできれば、いわゆる対案グループの行刑法対案[8]とを比較検討すべきものと考えるが、本草案はその第一八〇条に明らかなようにすでに一九七四年一月一日の施行を目ざして審議されるものなので、できるだけ早い時期に西ドイツで目下進められている行刑法の立法作業に関する資料を提供するという意味で、詳細な理由書の紹介は別の機会に譲ることとし、さしあたり草案条文とゲルハルト・ヤーン連邦司法大臣の序言の飜訳だけを掲載することにした。（なお条文の飜訳にあたっては、朝倉参事官の前掲「一九七一年西ドイツ行刑法草案」に負うところが大であった）。

一九七三年西ドイツ行刑法政府草案

（1）西ドイツ連邦司法省行刑委員会委員（19名）および同委員会専門員（31名）については「一九七一年西ドイツ行刑法草案」昭和四七年七月監獄法改正資料第一二号八三頁以下参照。

（2）団藤重光・「ドイツ行刑法草案（一九七一年）について、その一、その二」刑政八二巻八号三四頁以下および刑政八三巻五号一六頁以下。

（3）斉藤誠二・「西ドイツ行刑法草案をめぐって㈠、㈡、㈢」警察研究四二巻九号三一頁以下、同誌同巻一〇号六一頁以下、同誌同巻一一号五五頁以下。同・「西ドイツ刑法学のことども（1）―行刑法草案を中心として―」判例時報六四四号（一九七一年）一四頁以下。

（4）森本益之・「開放処遇の問題」ジュリスト四九七号（一九七二年）三五頁。

（5）朝倉京一訳・「一九七一年西ドイツ行刑法草案」。前掲註（1）参照。

（6）この間の事情については斉藤・「西ドイツ行刑法対策をめぐって㈠」法律のひろば二六巻二号（一九七三年）三九頁および四一頁註（3）参照。

（7）後記訳文序（三頁）参照。なお斉藤・前掲論文三九頁および四一頁註（4）参照。

（8）西ドイツのいわゆる対案グループの提案にかかる行刑法対案（Alternativ-Entwurf eines Vollzugsgesetzes）」は今夏公刊される予定とのことであるが、わが国では、まだその正式発表の前にすでに斉藤誠二教授によってその内容の紹介がなされている。斉藤・「西ドイツの行刑法対案をめぐって㈠、㈡、㈢」法律のひろば二六巻二号三九頁以下、同誌二六巻三号五二頁以下、同誌二六巻四号四一頁以下。

訳文

序言

連邦政府は、行刑の改革を、法政策上重大な一要点とみなしている。政府は、一九七二年七月五日に、初めて、行刑法草案を決議したが、それは、ドイツ連邦議会の第六任期の終了のために、もはや審議することができなかった。一九七三年一月四日に、この草案は、変更されることなく、連邦政府によつて新たに決議され、立法団体に導かれた。この草案は、ここに新たに、公に提示される。連邦政府は、行刑法で、現代の刑法へ重要な貢献をするつもりである。ちようど百年この方、刑の執行のための法的な根拠が要求されてきている。連邦憲法裁判所は、一九七二年三月一四日の決定で行刑法の必要性を次のように強調した。刑の執行が、受刑者の基本権に行う重要な侵害は、法治国家においては法律上の根拠にもとづいてのみ可能である。そしてそれは、結局、行刑法によつて達成されるべきである、と。

行刑法は、危険な犯罪者の確実な拘禁のための法的な根拠を提供する。これは、住民の保護のために必要である。単なる確実な拘禁だけでは、しかし、十分ではない。釈放者の高い累犯数は、より多くのことが、なされなければならないことを示している。行刑法は、従つて、被拘禁者が、効果のある処遇によつて、将来、社会的な責任において、犯罪行為を犯すことなく生活するのを助けることを目的としている。この原則は、被拘禁者に、社会的法治国家において、その者にふさわしい地位を与える。この原則はしかも、住民には、単なる、多くは時間的に限定された行為者の監禁よりも、より多くの、将来の犯罪性からの保護を与えるのである。

草案が用意する個々の処置は、多種多様である。犯罪もその原因や現象形態において多種多様であるから、処置もまたそうでなければならないのである。草案は、とくに、執行官庁に、できるだけ多く、処遇問題についての個々の場合に適した解決を用意しておくことを義務づけようとする。学校教育または職業教育は、補充することができ、個人的、家族的または経済的問題の解決のための社会扶助は必要である。特別な処遇を必要とする被拘禁者は、社会治療施設の中で社会的な行動方法を学び、かつ練習する。被拘禁者の外界からの厳格な隔離による拘禁の害や家族の不利益を避けるために、実務においては、すでに広汎に試みられた処遇の緩和、たとえば、施設外の労作、外出、拘禁からの休暇および開放施設での収容などは、その法的な根拠を与えられている。面会や文書交換に関する規定は、コミュニケーションに対する正当な欲求を考慮し、さらに、被拘禁者の、自由な生活への復帰を促進することのできる、外界との接触、とくに、家族のつながりを維持し、援助することを目ざしている。被拘禁者が、将来も義務づけられている作業は、できる限り、釈放後の就業能力を斡旋しまたは増進するようになされなければならない。この草案は、さらに、すでに、被拘禁者の作業報酬ならびに、社会保険および失業保険に関する規定を用意している。

これらの諸規定は、しかし、連邦各州の財政に及ぼす重大な効果を考慮して、特別な決定に基づいて、よりおそい時期に実施されるはずである。これらの点で、この草案は、しかし、行刑の将来の課題に対する指針である。

ゲルハルト・ヤーン
（連邦司法大臣）

自由刑および自由の剝奪をともなう改善および保安処分の執行法草案—行刑法（St VollzG）—

目　次

第一編　適用範囲
第一条
第二編　自由刑の執行
第一章　原則
第二条　処遇の目的
第三条　執行の形態
第四条　被拘禁者の地位
第二章　執行の計画・移送
第五条　収容手続
第六条　処遇調査・被拘禁者の参加
第七条　執行計画
第八条　移送・引渡し
第九条　社会治療施設への移送
第一〇条　開放および閉鎖執行
第一一条　執行の緩和
第一二条　特別の理由からの連行
第一三条　拘禁からの休暇
第一四条　指示・取消
第一五条　釈放準備
第一六条　釈放時期
第三章　被拘禁者の収容および食糧
第一七条　作業および自由時間中の収容
第一八条　休息時間中の収容
第一九条　被拘禁者による居室の設備およびその個人的所持品
第二〇条　被服
第二一条　施設給養
第二二条　購入
第四章　面会、文書交換ならびにその他の郵便交通
第二三条　原則
第二四条　面会の権利
第二五条　面会禁止
第二六条　面会の監視
第二七条　文書交換の権利
第二八条　文書交換の監督
第二九条　信書の回送・保管
第三〇条　信書の差止め
第三一条　出版

第三二条　電話および電報
第三三条　小包
第三四条　知得事項の利用
第三五条　重大な理由からの休暇および連行
第三六条　裁判出廷
第五章　作業と職業訓練
第三七条　指定
第三八条　作業義務
第三九条　自由な労作関係・自己労作
第四〇条　作業報酬
第四一条　教育補助金
第四二条　休業補償
第四三条　小遣銭
第四四条　自用金
第四五条　扶養料
第四六条　拘禁費用分担金
第四七条　維ぎ資金
第四八条　領置金
第四九条　作業義務からの解放
第六章　宗教活動
第五〇条　宗教教誨
第五一条　宗教的行事
第七章　保健
第五二条　一般規定
第五三条　医療
第五四条　歯科診療
第五五条　社会復帰のための医療
第五六条　戸外滞留
第五七条　移送
第五八条　罹病または死亡の場合の通知
第八章　成人教育および自由時間
第五九条　通則
第六〇条　授業
第六一条　新聞および雑誌
第六二条　ラジオおよびテレビジョン
第六三条　自由時間活用のための物品の所持
第九章　社会扶助
第六四条　原則
第六五条　収容の際の扶助
第六六条　執行中の扶助
第六七条　釈放のための扶助
第六八条　釈放補助金
第一〇章　女子行刑の特則
第六九条　分娩
第七〇条　幼児を有する母親
第一一章　保安および秩序

第七一条　原則
第七二条　行動規定
第七三条　個人的保管・領置金
第七四条　捜検
第七五条　より確実な収容
第七六条　特別の保安措置
第七七条　独居拘禁
第七八条　戒具の使用
第七九条　特別の保安措置の命令
第八〇条　医師の監督
第八一条　費用賠償
第一二章　直接強制
第八二条　一般要件
第八三条　概念規定
第八四条　比例原則
第八五条　命令による実行
第八六条　警告
第八七条　銃の使用についての一般規定
第八八条　銃の使用についての特別規定
第八九条　医師による強制措置（以上本号）
第一三章　懲戒処分（以下次号）
第九〇条　要件
第九一条　懲戒処分の種類
第九二条　懲戒処分の執行・保護観察のための猶予
第九三条　懲戒権限
第九四条　手続
第九五条　医師の協力
第一四章　権利救済
第九六条　不服申立権
第九七条　裁判所の裁決をもとめる申立
第九八条　管轄
第九九条　関係人
第一〇〇条　申立期間・申立権回復
第一〇一条　着手申立
第一〇二条　処分の停止
第一〇三条　裁判所の裁決
第一〇四条　抗告
第一〇五条　抗告の管轄
第一〇六条　方式・期間・理由
第一〇七条　抗告に対する裁決
第一〇八条　その他の規定の準用
第一〇九条　手続の費用
第三編　自由の剝奪をともなう改善および保安処分の執行に関する特別規定
第一章　社会治療施設内収容
第一一〇条　処遇の目的

第一一一条　他の規定の適用
第一一二条　自由意思に基づく収容
第一一三条　釈放準備のための休暇
第一一四条　組織および設備
第一一五条　女子施設における社会治療処遇
第二章　保安監置
第一一六条　処遇の目的
第一一七条　他の規定の適用
第一一八条　設備および組織
第一一九条　被服
第一二〇条　自己労作・小遣銭
第一二一条　釈放準備
第一二二条　女子施設における保安監置
第三章　精神治療施設および禁絶施設内収容
第一二三条　精神治療施設内収容
第一二四条　禁絶施設内収容
第一二五条　他の規定の適用
第四編　執行官庁
第一章　司法執行施設の種類および組織
第一二六条　司法執行施設
第一二七条　執行の分離
第一二八条　分類
第一二九条　幼児を有する母親のための設備
第一三〇条　施設の規模および構造
第一三一条　居室の規模および構造
第一三二条　収容力の確定
第一三三条　過剰収容の禁止
第一三四条　釈放のための施設
第一三五条　作業供給
第一三六条　施設工場
第一三七条　執行共同体
第二章　司法執行施設に対する監督
第一三八条　監督官庁
第一三九条　執行計画
第一四〇条　移送についての権限
第三章　司法執行施設の内部組織
第一四一条　共同作業
第一四二条　執行職員
第一四三条　施設の長
第一四四条　宗教教誨
第一四五条　医療
第一四六条　会議
第一四七条　被拘禁者の共同責任
第一四八条　施設内規則
第四章　施設審議会
第一四九条　審議会の組織

第一五〇条　権限
第一五一条　秘密保持義務
第五章　行刑における刑事学上の研究
第一五二条
第五編　終結規定
第一章　司法執行施設における監置罰の執行
第一五三条　原則
第一五四条　面会・文通
第一五五条　被服・下着および敷布
第一五六条　購入
第二章　秩序―・保安―・強制―および強行拘留の執行
第一五七条　原則
第一五八条　収容
第一五九条　被服・下着および敷布
第一六〇条　購入
第一六一条　作業
第三章　少年刑務所および未決勾留の執行における作業報酬
第一六二条　少年刑務所
第一六三条　未決勾留
第四章　司法執行施設における直接強制
第一六四条
第五章　連邦法の適合
第一六五条　裁判所構成法
第一六六条　裁判所構成法施行法
第一六七条　刑事訴訟法
第一六八条　軍刑法施行法
第一六九条　連邦軍の執行規定(1)
第一七〇条　民事訴訟法
第一七一条　裁判所費用法
第一七二条　弁護士のための連邦報酬規定
第一七三条　司法行政区域における費用に関する規定
第六章　社会保険および失業保険
第一七四条　ライヒ保険法
第一七五条　被傭者保険法
第一七六条　雇傭促進法
第一七七条　保険料負担部分の控除
第七章　基本権の制限・ベルリン条項・施行
第一七八条　基本権の制限
第一七九条　ベルリン条項
第一八〇条　施行期日
第一八一条　経過的規定内容
第一八二条　収容に関する経過規定
第一八三条　被拘禁者の作業に関する経過規定

(1)　目次には第一六九条監置罰の執行に関する法規命令（Rechtsverordnung uber den Vollzug des Strafarrestes）とあるが、本文には連

邦軍の執行規定（Bundeswehrvollzugsordnung）とあり、目次の方はゲスブリントと思われるので、本文の見出し通りにした。

第一編　適用範囲

第一条　この法律は、司法執行施設内における自由刑（Freiheitsstrafe）および自由の剝奪をともなう改善および保安の処分（Massregeln der Besserung und Sicherung）の執行を規定する。

第二編　自由刑の執行

第一章　原則

第二条　処遇の目的

自由刑の執行において、被拘禁者（Gefangene）は、将来、社会的な責任において、犯罪行為をおかすことなく、生活する能力を付与されなければならない（処遇目的）。

第三条　執行の形態

(1)　執行中の生活は、できる限り一般の生活状態と同じようにしなければならない。

(2)　自由剝奪にともなう有害な効果は、排除されなければならない。

(3)　執行は、被拘禁者が、自由な生活に復帰するのを助けるようにおこなわれなければならない。

第四条　被拘禁者の地位

被拘禁者は、その処遇目的を達成することに協力しなければならない。被拘禁者は、この法律で定める自由の制限に服する。

第二章　執行の計画・移送

第五条　収容手続

(1)　収容後、被拘禁者は、直ちに、医師の診断を受け、かつ、施設の長または収容区長（Leiter der Aufnahmeabteilung）に引見されるものとする。

(2)　収容手続の際には、他の被拘禁者が居合せてはならない。

(3)　被拘禁者は、その権利および義務について、教示を受ける。

第六条　処遇調査・被拘禁者の参加

(1)　執行期間を考慮してそれが必要ではないと思われる場合でない限り、執行の始めに被拘禁者の人格および生活状態を調査することから、始めるものとする。調査は、執行における被拘禁者の計画的処遇およびその者の釈放後の社会復帰に必要な事情に及ぶものとする。

(2)　処遇の計画は、被拘禁者と共に討論されるものとする。

第七条　執行計画

(1)　執行計画は処遇調査（第六条）に基いて立てられる。

(2)　執行計画は、少くとも次の処遇措置について規定するものとする。

一　居房グループおよび処遇グループの指定

二　労働配置（Arbeitseinsatz）ならびに職業訓練または補習教育

三　成人教育（Weiterbildung）行事への参加

四　特別の扶助措置および処遇措置

五　執行の緩和、とくに、開放または閉鎖執行における収容、な

らびに

六　釈放準備のための必要な措置

(3)　執行計画は、被拘禁者の身上調査の展開およびその後の成果と調和しなければならない。このために、執行計画においては、相当な期間が用意されなければならない。

第八条　移送・引渡し

(1)　被拘禁者は、自由刑の執行について権限を有する他の施設に移送することができる。

一　それが執行計画に適合するとき。

二　被拘禁者の処遇もしくは釈放後の社会復帰がこのために促進されるとき。または

三　それが執行組織上の理由または、その他の重要な理由から不可欠であるとき。

(2)　被拘禁者は、一時的に、執行上の理由から、他の執行施設に引き渡されることがある。

第九条　社会治療施設（Sozialtherapeutische Anstalt）への移送

(1)　被拘禁者は、その者の再社会化のために社会治療施設の特別な治療方法および社会扶助が指示されたときは、そのような施設へ移送されることがある。この方法および扶助の効果が得られないときは、その者は再び逆送されることがある。

(2)　第一項第一文段の要件が存在するかどうかを調査するために、被拘禁者を、三月以内で社会治療施設または社会治療観察所（Sozialtherapeutische Beobachtungsstelle）に移送することができる。

(3)　移送は、社会治療施設の長の同意を必要とする。

第一〇条　開放および閉鎖執行（Offener und geschlossener Vollzug）

(1)　被拘禁者は、その者が開放執行の特別な要求を満たし、とくに、自由刑の執行を免れ、または執行の緩和が犯行のために悪用されるおそれがないときは、その者の同意を得て開放執行の施設または区画に収容される。

(2)　その他の場合には、被拘禁者は閉鎖執行に収容される。被拘禁者は、その処遇上やむをえない場合にも、閉鎖執行に収容され、または、そこに逆送されることがある。

第一一条　執行の緩和

(1)　執行の緩和としてとくに指示することができるのは、つぎのとおりである。

一　被拘禁者が施設外で、執行職員の監視のもとに規則的に労作に従事し（構外作業 Außenbeschäftigung）、または執行職員の監視なしにそうすること（外部通勤 Freigang）を許すこと、或は

二　被拘禁者が日中の一定時間、執行職員の監視のもとに施設を離れ（連行 Ausführung）、または執行職員の監視なしにそうすること（外出 Ausgang）を許すこと。

(2)　これらの執行の緩和は、被拘禁者が、自由刑の執行を免れ、または執行の緩和が犯行のために悪用されるおそれがない場合には、被拘禁者の同意をえて、指示することができる。

第一二条　特別の理由からの連行

それが特別の理由から必要なときは、被拘禁者の同意がなくて

もこれを連行することができる。

第一三条　拘禁からの休暇（Urlaub aus der Haft）

(1) 被拘禁者には、一年に一四日まで拘禁からの休暇を与えることができる。この場合には、第一一条第二項をその趣旨にしたがつて適用する。

(2) 休暇は、宣告刑の四分の一、ただし、少くとも六ヶ月執行されたとき、初めて与えることができる。被拘禁者が開放執行にいないときには、刑期の三分の二以後の釈放を考慮して、一八ヶ月以上残刑は、執行してはならない。

(3) 無期の自由刑を言い渡された被拘禁者は、先行の未決勾留、または他の自由剥奪を含めて一〇年間執行にいたか、または、その者が開放執行に付されているとき、休暇を得ることができる。

(4) 開放執行に適してはいるが、特別な理由から、閉鎖施設に収容されている被拘禁者は、開放執行に適用される規定によつて、休暇を与えられるものとする。

(5) 更に与える休暇は、原則として、三ヶ月経過する前は、与えないものとする。

(6) 休暇によつて、刑の執行は、中断されない。

第一四条　指示（Weisungen）・取消（Widerruf）

(1) 施設の長は、被拘禁者に、外出または休暇に対して、指示を与えることができる。

(2) 施設の長は次の場合には、外出と休暇を、取り消すことができる。

一　被拘禁者がそれらを犯行に悪用し、または、

二　被拘禁者が指示を有責に履行しないとき、

処分は、事後に、これを拒否させたであろう事情が生じたときは、撤回することができる。

第一五条　釈放準備（Entlassungsvorbereitung）

(1) 釈放を準備するために、執行を緩和し（第一一条）、また、閉鎖執行にある被拘禁者を、開放区画（第一〇条第一項）に収容しなければならない。

(2) 施設の長は、それが釈放の準備に役立つときは、被拘禁者を開放施設に移送することができる。

(3) 釈放の準備のために、釈放前三ヶ月以内に一週間までの特別休暇（Sonderurlaub）が与えられる。この場合には第一三条第六項および第一四条を準用する。

第一六条　釈放時期

(1) 被拘禁者は、刑期の最終日に、できる限り早く、いずれにせよ、午前中に、釈放されなければならない。

(2) 刑の終了が土曜日もしくは日曜日、法定の祝日、復活祭もしくは聖霊降臨後の最初の週日または一二月二二日から一月二日までの期間にあたるときは、それが刑期の長さにより代替でき、かつ、保護上の理由に反しない限り、被拘禁者を、その日又は期間の前の週日に釈放することができる。

(3) 被拘禁者の社会復帰のための指導をするのに、緊急の理由があるときは、釈放時期を二日まで繰り上げることできる。

第三章　被拘禁者の収容（Unterbringung）および食糧（Ernährung）

第一七条　作業および自由時間中の収容

(1) 被拘禁者は、共同して作業する。作業時間中の職業訓練、職業補習教育、再教育ならびに作業治療上およびその他の労作についても同様である。

(2) 自由時間の間は、被拘禁者を他の被拘禁者との雑居でおくことができる。共同の行事への参加については、施設の長が、施設の居室、職員および組織の事情を考慮して、特別の規制をすることができる。

(3) 作業および自由時間中の雑居収容（gemeinschaftliche Unterbringung）は、つぎの場合には、制限することができる。

一　他の被拘禁者に対し悪い影響（schädlicher Einfluß）を与えるおそれがあるとき。

二　被拘禁者が第六条により調査中であるとき。ただし、二ヶ月を越えないこと。

三　被拘禁者が同意するとき。

第一八条　休息時間中の収容

(1) 休息時間中は、被拘禁者が救助を必要とし、または健康もしくは生命に対する危険が雑居収容を必要とすることのない限り、他の被拘禁刑者から分離して、その者の居室に収容するものとする。

(2) 開放執行において、悪い影響を与えるおそれがないときは、その同意を得て、被拘禁者を休息時間の間、雑居収容することができる。閉鎖執行においては、休息時間の雑居収容は、第一項の場合をのぞき一時的および緊急の理由からのみ許される。

第一九条　被拘禁者による居室の設備およびその個人的所持品

(1) 被拘禁者は、その居室を適当な範囲で私物をもつて設備することができる。近親者の写真および個人的に価値のある記念品は、被拘禁者に持たせておくものとする。

(2) 居室の視察を妨げ、または他の方法で施設の保安および秩序をおびやかす設備および物は、除去することができる。

第二〇条　被服（Kleidung）

被拘禁者は自由時間のために社会通例の様式の上着を受けるものとする。施設の長は、被拘禁者に、その者が逃走するおそれがないときは、連行に際して、自己の被服の着用を許すものとする。施設の長は、このことをその他の場合においてもまた、許すことができる。

第二一条　施設給養（Anstaltsverpflegung）

施設給養の献立および栄養価は、医師によつて監督されるものとする。医師の指示があるときは、特別の給養を与えるものとする。被拘禁者には、その者の属する宗教団体の食事規定に従うことを可能にしなければならない。

第二二条　購入（Einkauf）

(1) 被拘禁者は、その自用金（第四四条）からまたはその小遣銭（第四三条）から、滋養品および嗜好品ならびに保健用薬品を施設の仲介を経て購入することができる。施設の保安および秩序をおび

やかす物は、除外することができる。

(2) 被拘禁者が自己の責めによることなく自用金または小遣銭を使用することができないときは、適当な範囲で自己の領置金から購入することを許すものとする。

第四章　面会（Besuche）、文書交換（Schriftwechsel）ならびにその他の郵便交通（Postverkehr）

第二三条　原則

被拘禁者は、施設外の者と、この法律の規定の範囲内で交通する権利（das Recht）を有する。施設外の者との交通は、促進するようにしなければならない。

第二四条　面会の権利（Recht auf Besuch）

(1) 被拘禁者は、近親者の規則的な面会を受けることが許されるものとする。

(2) 面会の時期、度数および時間ならびに面会者の人数は、施設内規則によつて定めることができる。面会時間は少くとも半時間である。被拘禁者は、月に少くとも二回面会を受けることが許される。

(3) 面会は、それが被拘禁者の処遇もしくはその社会復帰を促すものであるとき、または第三者によつて代理されることができず、もしくは、釈放まで猶予することができない一身上、法律上もしくは業務上の要件に役立つときには、それ以上に、かつ、家族および近親者以外の他の者についても、許さなければならない。

被拘禁者に関する訴訟事件における弁護人、弁護士もしくは公証人の面会は、許されなければならない。

(4) 保安の理由から、面会は、捜検（Durchsuchung）の結果いかんによつておこなわれることがあるものとする。

第二五条　面会禁止

施設の長は、つぎの場合には、面会を禁止することができる。

一　それによつて施設の保安または秩序がおびやかされるとき。

二　第一一条第一項第一号の意味で、被拘禁者の家族でない面会者の場合において、その者が被拘禁者に悪い影響力をもち、またはその者の社会復帰を阻害するおそれがあるとき。

第二六条　面会の監視

(1) 施設の処遇、保安もしくは秩序の理由から、面会を監視することができる。談話はこれらの理由から必要である場合に限つて、監視するものとしなければならない。

(2) 面会は、面会者又は被拘禁者が、制止にもかかわらず、この法律の規定又はこの法律に基いてとられる指示に違反する時は、これを中止することができる。その制止は、面会を即時、中止しなければならないことが不可欠であるときは、行うことを要しないものとする。

(3) 被拘禁者に関する訴訟事件における弁護人ならびに弁護士もしくは公証人の面会は、監視されないものとする。

(4) 物品は、面会に際して許可を得てのみ、手渡すことが許される。

第二七条　文書交換の権利

(1) 被拘禁者は無制限に信書（Schreiben）を発し、および、これを

受ける権利を有する。

(2) 施設の長はつぎの場合には、特定の者との文書の交換を禁止することができる。

一　施設の保安又は秩序がおびやかされる時、

二　刑法典第一一条第一項第一号の意味における被拘禁者の家族でない者の場合において、その文書の交換が被拘禁者に悪い影響力をもち、またはその社会復帰を阻害するおそれがあるとき、

第二八条　文書交換の監督

(1) 連邦共和国における議会およびその議員、裁判所および司法官庁、欧州人権委員会（Europäischen Kommission für Menschenrechte）ならびに被拘禁者に関する訴訟事件における弁護人、弁護士および公証人との文書の交換は、監督を行なわないものとする。

(2) その他の文書の交換は、処遇または施設の保安または秩序の理由から監督することができる。

第二九条　信書の回送・保管（Weiterleitung von Schreiben Aufbewahrung）

(1) 被拘禁者は、とくに許されない限り、その信書の発受について施設による仲介をさせなければならない。

(2) 受信および発信の信書は、直ちに、回送（weiterzuleiten）されなければならない。

(3) 被拘禁者は、とくに許されない限り受け取つた信書を開封のまま保管しなければならない。被拘禁者は、それを封緘して、その領置物とすることができる。

第三〇条　信書の差止め

(1) 施設の長は、つぎの場合には、信書を差し止めることができる。

一　そうしなければ、処遇の目的もしくは施設の保安もしくは秩序をおびやかすことになるとき。または

二　それが暗号で書かれており、読解できず、不明瞭であるか、または緊急の理由がないのに外国語で作成されているとき。

(2) 信書を差し止めたときは、それを被拘禁者に告知するものとする。

(3) あやまつた記述を含む発送の信書は、被拘禁者が発信を主張して譲らないときは、添書を同封することができるものとする。

(4) 差し止められた信書は、発信者に返還されるか、または、それが不可能もしくは実行不能な場合には、官に保管される。

(5) 第二八条第一項に、記載の受取人あての信書は、差し止めてはならないものとする。

第三一条　出版

被拘禁者の特定の著作物の出版は、つぎの場合には、差し止めることができる。

一　その内容を知つて故意に頒布すれば、刑罰又は過料の構成要件（Bußgeldtatbestand）を実現するとき。

二　それが被拘禁者の社会復帰をおびやかすおそれがあるとき。または、

三　それが施設の状況に関する著しく不正確なものであるかもしくははなはだしく事実を歪曲した叙述であるとき。

第三二条　電話および電報

被拘禁者には、理由のある場合には、電話をかけ、または電報をうつことを許すことができる。その他の点では、電話については面会に関する規定を準用し、また、電報については文書交換に関する規定を準用する。

第三三条　小包

(1)　被拘禁者は、年に三回、適当な間隔で滋養品および嗜好品の小包を受けることを許されるものとする。執行官庁は、発送の時期および最高限度および個々の物品の最高限度を定めることができる。執行官庁は、施設の保安または秩序をおびやかす物品を除外することができる。その他の小包の受領は、執行官庁の許可を必要とする。

(2)　小包は、被拘禁者の面前で開封しなければならない。除外された物品は、その者の領置品とし、または被拘禁者の費用で発送者に返送することができる。発送または保管に際し、人身を傷つけまたは物的損害を引き起すかも知れない非交付物品は、廃棄することができるものとする。それによつておこなわれた処分は、被拘禁者に告知するものとする。

(3)　小包の受領は、施設の保安もしくは秩序をおびやかすという理由で不可欠である場合には、一時的にこれを許可しないものとすることができる。

(4)　被拘禁者は、小包を発送することを許されるものとする。執行官庁は、その内容を施設の保安または秩序の理由から検閲する(überwachen)ことができる。

第三四条　知得事項の利用（Verwertung von Kenntnissen）

(1)　面会または文書交換の監視によつて、知り得たことは、つぎの場合に限り利用することができる。

一　施設の保安もしくは秩序を維持し、もしくは犯行あるいは秩序違反を防止し、阻止し、もしくは訴追するため必要があるとき。または、

二　そのことが処遇の理由からやむをえないとき。被拘禁者は、その理由を聞かされなければならない。

(2)　知得事項は、権限を有する執行職員ならびに、他の権限を有する裁判所および官庁にのみ、犯行もしくは秩序違反を防止し、阻止し、または訴追するために知らせることができる。

第三五条　重大な理由からの休暇および連行

(1)　重大な理由から、施設の長は、被拘禁者に外出を許し、またはその者に一週間以内の休暇を与えることができる。この場合においては、第一一条第二項をその趣旨に従つて適用する。

(2)　近親者の危篤、または死亡による休暇は、通常の休暇に算入されない。

(3)　第一一条第二項に例挙の理由から外出または休暇を許さないときは、施設の長は、被拘禁者を連行させることができる。このための費用は、被拘禁者が負担しなければならない。それが、処遇もしくは社会復帰を阻害するであろうときは、この請求は行なわないものとする。

第三六条　裁判出廷（Gerichtliche Termine）

(1) 施設の長は、被拘禁者が召喚に従い、逃亡または悪用のおそれ（第一一条第二項）がないと認めるときは、裁判の期日に出廷するため、その者に外出もしくは休暇を与えることができる。

(2) 被拘禁者が、裁判の期日に召喚され、かつ、外出または休暇が与えられないときは、施設の長は、逃亡または悪用のおそれ（第一一条第二項）から、有力な反対理由がない限り、被拘禁者を、その同意のもとに、裁判の期日に連行させるものとする。裁判所の求めに応じて施設の長は、勾引状がある限り、被拘禁者を勾引させるものとする。

(3) 刑の執行は、休暇によつて中断されない。

(4) 施設の長は、裁判所に顚末について通知するものとする。

第五章　作業と職業訓練

第三七条　指定

(1) 被拘禁者の作業、職業訓練および作業治療労作は、釈放後の職業活動のための能力を媒介し、維持し、もしくは助長する目的に役立つものとする。

(2) 執行官庁は、被拘禁者に、経済的に収益の多い作業を指定し、かつ、その際、その者の能力、熟練度および傾向を考慮しなければならない。

(3) 適性のある被拘禁者には、その同意を得て、職業訓練、職業上の補習教育または職業再教育の機会を与えるものとする。同意は、都合によつて取り消すことはできない。

(4) 作業能力のある被拘禁者に、経済的に収益の多い作業を指定することができず、その者が職業訓練を受けられないときは、その者に適当な労作を指定するものとする。

(5) 被拘禁者に経済的に収益の多い作業をする能力がないときは、その者は、作業療法的な労作をしなければならないものとする。それが不可能な場合には、その者に、適当な労作を指定するものとする。

第三八条　作業義務

被拘禁者は、その者に指定された、身体的な能力に適した作業、作業療法的もしくは、その他の労作を履行する義務を有する。被拘禁者には、年に六週間以内、施設における補助活動（Hilfstätigkeiten）につく義務を負わせることができる。その者の同意があるときは、それ以上の義務をも負わせることができる。

第三九条　自由な労作関係（Freies Beschäftigungsverhältnis）・自己労作

(1) 被拘禁者には、執行計画の範囲内において、釈放後の就業のための能力を媒介し、維持し、助長する目的に役立ち、かつ、執行の主要な理由に反しないときは、自由な労作関係にもとづいて、施設外で、作業、職業教育または職業再教育に従事することが許されるものとする。第一一条第一項第一号、第二項は本条に規定する限りではない。

(2) 被拘禁者には、自己労作をすることを許すことができる。

(3) 執行官庁は、被拘禁者のために貸方に（zur Gutschrift）、報酬（das Entgelt）を委託することを請求することができる。

第四〇条　作業報酬（Arbeitsentgelt）

(1) 被拘禁者が、指定された作業（第三七条第四項）による労作または補助活動を履行したときは、その者は、作業報酬を受けるものとする。作業報酬は、地域別賃金に基いて決められる。それは、被拘禁者の成績および作業の種類に従つて段階を付することができる。

(2) 作業報酬は、ライヒ保険法（Reichsversicherungsordnung）第一四九条ないし第一五二条より、唯一の地域別等級または地域別等級第一について定められている地域別賃金の平均を上回り、または、下回ることができる。被拘禁者の作業成績（Arbeitsleistung）が、必要最低条件を満たさないときのみ、平均の七五パーセントを下回ることができる。連邦司法大臣は、毎年、前年の一〇月一日に通用している（geltend）地域別賃金に従つて、地域別賃金の平均を決定する。

(3) 被拘禁者が、指示された作業療法的または、その他の労作を、第三七条第五項に従つて行うときは、その者は、その労作の種類および作業成績に相応するだけ、作業報酬を得るものとする。

(4) 作業報酬は、被拘禁者に文書で通知するものとする。

第四一条　教育補助金

(1) 全作業時間中の職業訓練、再訓練または授業に参加の間、被拘禁者は、このような機会に自由人に与えられる生活費の給付をうけないかぎり、教育補助金を受けるものとする。作業時間中に指定された職業上の補習訓練の場合も同様である。連邦社会扶助法（訳註、わが国の生活保護法にあたる）第二条第二項による社会扶助の後順位者は、本条に規定する限りではない。

(2) 教育補助金は第四〇条第二項によつて確定されるべき地域別賃金の平均の七五パーセントを下回つてはならない。

第四二条　休業補償（Ausfallentschädigung）

(1) 作業能力のある被拘禁者に対し、その者自身には存しない理由から、第三七条第四項の意味における作業または労作を指定することができないときは、その者は、休業補償を受けるものとする。

(2) 被拘禁者が作業または労作を開始したのち、その者の責めによらないで、病気のため、一週間以上作業の履行を妨げられたときは、同様に休業補償を受けるものとする。第四一条による教育補助金または、第一項による休業補償を受けた被拘禁者についても同様である。

(3) 第三七条の意味における作業または労作を行わない妊婦（werdende Mutter）は、分娩前最後の六週間および分娩後八週間、早産および多生児出産の場合は分娩後一二週間が経過するまで、休業補償を受けるものとする。

(4) 休業補償は、被拘禁者が、失業または病気のために第四〇条第二項の最低報酬に達しなかつたときのみ、第四〇条第二項によつて決定される地域別賃金の平均の六〇パーセントを下回ることが

できるものとする。

(5) 休業補償は、第三項の規定に関係なく、全体として、年に最高六週間まで与えられるものとする。それ以上の休業補償は、被拘禁者が、あらためて、少くとも一年間作業報酬または教育補助金を受けたときに、はじめて与えられるものとする。

第四三条　小遣銭（Taschengeld）

老齢または虚弱のために被拘禁者がもはや働けず、その者に休業補償が与えられないか、または、もはや与えられないときは、その者が必要とする場合、適当な小遣銭を受けるものとする。第三七条第五項による労作に対し、作業報酬を得ない被拘禁者についても同様である。

第四四条　自用金（Hausgeld）

(1) 被拘禁者は、小遣銭（第四三条）およびこの法律で規定された収入から少くとも月に三〇ドイツマルクを購入（第二二条第一項）または、その他に使用することができる（自用金）。

(2) 自用金の最低額は、三〇〇ドイツマルクを上回る毎月の収入の一〇パーセントずつだけ増額される。執行官庁は、それよりも高い自用金の額を、維ぎ資金（Überbrückungsgeld）の額に応じて設定することができる。

第四五条　扶養料（Unterhaltsbeitrag）

(1) 被拘禁者の申立にもとづき、法定の扶養義務を果たすために、その者の収入から、権利者または第三者に、扶養料が支払われなければならない。

(2) 自用金および扶養料の控除後の被拘禁者の所得が、拘禁費用分担金（Haftkostenbeitrag）を支払うのに十分でないときは、その扶養料は、民事訴訟法第八五〇条Cの差押禁止の額までとする。第一文段の標準の額を決めるにあたつては、扶養権利者の人数を一人だけ減ずるものとする。

第四六条　拘禁費用分担金

(1) この法律で定められた収入から、現物給（Sachbezüge）の査定のために、ライヒ保険法第一六〇条第二項により、平均的に定められている額の拘禁費用分担金を控除することができる。連邦司法大臣は、毎年、前年の一〇月一日に通用している現物給の査定に従つて、平均額を定める。拘禁費用分担金は、自用金および扶養料の負担としてはならない。

(2) 自己労作（Selbstbeschäftigung）（第三九条第二項）は、被拘禁者が拘禁費用分担金を毎月あらかじめ支払うことを要件とすることができる。

第四七条　維ぎ資金（Überbrückungsgeld）

(1) 維ぎ資金は、この法律に定められた収入から構成するものとする。それは、被拘禁者およびその者の扶養権利者の必要な生活費を、その者の釈放後最初の四週間保証しなければならないものとする。

(2) 維き資金は、被拘禁者に、釈放の際支払うものとする。執行官庁は、その全部または一部を、保護観察官（Bewährungshelfer）、釈放保護を担当する官庁に、または被拘禁者の同意を得て、扶養

権利者に、委託することができる。

(3) 施設の長は、被拘禁者の社会復帰に役立てる費用のために、維ぎ資金を請求することを許すことができる。

(4) 維ぎ資金の支払請求権は、差し押えることができない。それが第一項に規定する額に達しないときは、その差額だけ、領置金もまた、差し押えることができないものとする。

第四八条　領置金

自用金、拘禁費用分担金または維ぎ資金として請求されない被拘禁者の収入は、領置金として、被拘禁者の貸方に記入しなければならないものとする。

第四九条　作業義務からの解放

(1) 被拘禁者が一年にわたりその者に指定された第三七条による活動、または第三八条第二文段による補助活動をしたときは、その者は、満三五歳未満は一五日（訳注、Werktage. 仕事日のみ。休日を含まない。）、満三五歳を過ぎたものは一八日、作業義務から解放されることを請求することができる。一年の始めの年齢が標準となる。被拘禁者が、病気のため、その作業履行が妨げられた期間は、年に六週間までその年に算入される。

(2) 拘禁からの休暇（第一三条、第三五条）は、それが近親者の危篤または死亡のため付与されるものでないかぎり、解放の期間に算入するものとする。

(3) 被拘禁者は、解放期間のために、最後に支払われたその者の収入をひきつづき（weiter）得るものとする。

(4) 刑の執行外の労作関係の休暇規則は、本条に規定する限りでない。

第六章　宗教活動（Religionsausübung）

第五〇条　宗教教誨（Seelsorge）

(1) 被拘禁者には、その者の所属する宗教団体の教誨師（Seelsorger）による宗教上の保護を拒否してはならない。その者の求めに応じて、その所属する宗教団体の教誨師と連絡をとることについて、援助が与えられなければならない。

(2) 被拘禁者には、その者の属する宗派の基本書（grundlegende Schriftens seines Bekenntnisses）を与えておかなければならない。それは、著しく悪用される場合に限り、これを剝奪することができる。

(3) 宗教上使用する私物は、適当な範囲で与えておかなければならない。

第五一条　宗教的行事（Religiöse Veranstaltungen）

(1) 被拘禁者は、その者の属する宗派の宗教礼拝およびその他の宗教的行事に参加する権利（das Recht）を有する。

(2) 被拘禁者は、その者の教誨師が同意するときは、他の宗教団体の宗教礼拝または宗教的行事に立ち入ることが許されるものとする。

(3) 被拘禁者は、保安または秩序の有力な理由により、この参加から除外することができる。教誨師には、あらかじめ意見を聞かな

ければならない。

第七章　保健（Gesundheitsfürsorge）

第五二条　一般規定

被拘禁者の身体的および精神的健康は、保護されなければならない。被拘禁者は、健康状態の保護および衛生上必要な措置を受けなければならない。

第五三条　医療（Ärztliche Behandlung）

(1) 被拘禁者は、必要な医療および看護を受けるものとする。

(2) 被拘禁者には、自己の費用で、その選択する医師を請求することを許すことができる。施設医師には、あらかじめ意見を聞かなければならない。

第五四条　歯科診療（Zahnärztliche Versorgung）

(1) 被拘禁者は、その健康を保持し、または治癒のために必要があるかぎり、歯科診療および専門の方法で義歯の挿入を受けるものとする。

(2) その他の歯科処置（Zahnärztliche Leistungen）を、被拘禁者は、自己の費用で請求することができる。その費用は、被拘禁者の経済状態により正当と認められるときは、その全部または一部を国庫の負担とすることができる。

第五五条　社会復帰のための医療（Ärztliche Behandlung zur Wiedereingliederung）

執行官庁は、被拘禁者の同意を得て、その者の社会復帰を促進する医療、ことに、手術または人工補装処置を行わせなければならない。被拘禁者は、その経済状態により正当と認められ、かつ、処遇目的上問題がないときは、その費用を分担することがある。

第五六条　戸外滞留（Aufenthalt im Freien）

被拘禁者が戸外で作業をしないときは、その者には、一定の時間に、天候がこれをゆるすときは、毎日少くとも一時間の戸外滞留ができるようにするものとする。

第五七条　移送

(1) 病気の被拘禁者は、施設病舎（Anstaltskrankenhaus）、またはその者の看護のためにより適当な執行施設に、移送することができる。

(2) 病気の被拘禁者が執行施設もしくは施設病舎において適当な処置もしくは診断を受けることができないとき、またはその者を適時に施設病舎に移送することができないときは、執行外の病院に連れていかなければならない。

第五八条　罹病または死亡の場合の通知

(1) 被拘禁者が重態に陥ったときは、親族、その者の信頼する者、または法定代理人に、遅滞なく通知しなければならない。被拘禁者が死亡したときも同様である。

(2) その他の者にも通知するという被拘禁者の希望には、できるかぎり添うようにしなければならない。

第八章　成人教育（Weiterbildung）および自由時間

第五九条　通則

被拘禁者は、その自由時間に何かに没頭する機会、とくに、図書館を利用する機会を得るものとする。被拘禁者は、その自由時間において、体育を含む授業、成人教育の通信教育、教科課程およびその他の行事、自由時間グループ、グループ対話ならびに体育行事に参加する機会を与えられるべきものとする。

第六〇条　授業

(1) 普通学校（Hauptschule）を修了していない被拘禁者であつて、適当な者のためには、普通学校修了にいたるための学科の授業または特殊学校（Sonderschule）に相当する授業を用意しなければならない。職業教育または職業再教育に従事する被拘禁者のためには、職業教育的な授業を用意しなければならない。それが措置の性質上必要である限り、職業上の補習教育のための労作についても同様である。

(2) 授業は、作業時間の間に行われなければならない。この授業への参加に対しては、被拘禁者が第四一条の教育補助金を受けていない限り、その者は、授業参加によつて失つた作業報酬を受けるものとする。

第六一条　新聞および雑誌

(1) 被拘禁者は、新聞および雑誌を、適当な範囲内において、施設の仲介によつて、購読することを許されるものとする。

(2) その頒布により刑罰または過料が科される新聞および雑誌は、除外される。新聞または雑誌の特定の号または部分は、それが処遇の目的または施設の保安もしくは秩序を著しくおびやかすことになるときは、被拘禁者に与えないことができる。

第六二条　ラジオおよびテレビジョン

(1) 被拘禁者は、施設のラジオ番組ならびに共同のテレビ視聴に参加することができる。放送は、国民としての情報、教養および娯楽に対する希望と必要性を適当に考慮して選択するものとする。

(2) 自己のラジオ受信器は、第六三条の条件のもとにこれを許可することができ、自己のテレビ受信器は、理由のある例外的場合に限り許可することができる。

第六三条　自由時間活用のための物品の所持

(1) 補習教育または自由時間活用のための図書およびその他の物の所持は、適当な範囲内で、被拘禁者に許されるものとする。

(2) このことは、その所持、譲渡または使用がつぎの条件に該当する物品については適用されない。

一　刑罰または過料を科され、または

二　処遇の目的または施設の保安もしくは秩序をおびやかすとき

(3) 許可は、事後に第二項の条件が生じたときには、これを取消すことができる。

第九章　社会扶助（Soziale Hilfe）

第六四条　原則

被拘禁者は、その者の個人的な困難を解決するために、施設の

社会扶助を求めることができる。その扶助は、被拘禁者をして自らその問題（Angelegenheiten）を整序し、規制するような状態に本人を置くことを目標としなければならない。

第六五条　収容の際の扶助

(1)　収容にあたっては、被拘禁者に、扶助を必要とする親族のために必要な措置をとらせ、また、施設外にあるその者の財産を保全することを補助するものとする。

(2)　被拘禁者は、社会保険の維持について助言を与えられるものとする。

第六六条　執行中の扶助

被拘禁者には、その者の権利および義務を守り、とくに、扶養権利者を扶養し、およびその者の犯罪行為によつて生じた損害を賠償するための補助を与えるものとする。

第六七条　釈放のための扶助（Hilfe zur Entlassung）

釈放の準備をするために、被拘禁者は、その者の一身上および経済上の状態を整序するに際し、助言を与えられなければならない。その者には、釈放後の当座のための就職口と帰住を見つけるために援助が与えられなければならない。

第六八条　釈放補助金（Entlassungsbeihilfe）

(1)　被拘禁者は、その者の資力が不十分なときは、施設から旅費の補助金ならびに維ぎ補助金（Überbrückungsbeihilfe）および必要な場合には十分な衣類を受けるものとする。

(2)　維ぎ補助金の額の決定にあたっては、自由剥奪の期間、被拘禁者の個人的な労働配置および刑期中の領置金および自用金の使用状況を考慮しなければならない。維ぎ補助金は、被拘禁者のため、その全部または一部を扶養権利者または釈放援助を委託された官庁にもまた、これを委託することができる。

第一〇章　女子行刑（Frauenstrafvollzug）の特則

第六九条　分娩（Entbindung）

(1)　妊婦または出産後間もない女子の被拘禁者については、その者の状態を考慮しなければならない。必要がある場合には、附属病院のある施設に移送しなければならない。

(2)　出産援助（Geburtshilfe）は、時宜を得て確実に行うものとする。執行施設がそのための設備を有しないときは、施設の長は、施設の医師と協議して、妊婦を分娩区画（Entbindungsabteilung）のある執行施設または、必要により、外部の助産院（Entbindungsanstalt）もしくは病院に移送させるものとする。

(3)　戸籍吏への出生届には、子女の出生地としての施設、届出人の施設に対する関係および生母が被拘禁者であることを記入してはならない。

第七〇条　幼児を有する母親（Mütter mit Kindern）

被拘禁者の子供が学齢に達していないときには、それがその子供の幸福になるならば、居所指定権者の同意を得て、その母親のいる執行施設内におくことができる。施設内に入れる前に、少年保護局の意見を聞かなければならない。

第一一章　保安および秩序（Sicherheit und Ordnung）

第七一条　原則

(1) 施設内における秩序ある共同生活に対する被拘禁者の責任観念は、覚醒され、助長されなければならない。

(2) 施設の保安または秩序を維持するために、被拘禁者に対して、この法律に規定する義務および制限を課することが許される。それは、それぞれの目的のために適当であり、かつ、被拘禁者を必要以上に多く、また、長く害することのないように選択されなければならない。

第七二条　行動規定（Verhaltensvorschriften）

(1) 被拘禁者は、たとえそれによつて負担を感じても、執行職員の命令に従わなければならない。被拘禁者は、各自指定された場所を許可なく離れてはならない。

(2) 被拘禁者は、施設の日課（作業時間、自由時間、休息時間）に服し、かつ、他人のことを顧慮しなければならない。

(3) 被拘禁者は、各自の居室およびその者に施設から委託されている物を整頓し、かつ、大切に取り扱わなければならない。

(4) 被拘禁者は、人の生命もしくは健康に対する危険を予示し、または重大な物損の発生のおそれがある事情を、遅滞なく報告しなければならない。

第七三条　個人的保管（Persönlicher Gewahrsam）・領置金（Eigengeld）

(1) 被拘禁者は、その者に執行官庁から委託され、または執行官庁の同意を得て委託される物品にかぎり、保管し、または受け取ることができる。執行官庁の同意がなくても、被拘禁者は、些少の価値の物品を他の被拘禁者から受け取ることができる。執行官庁は、また、この物品の受領および保管を、その同意にかからせることもできる。

(2) 被拘禁者が所持してはならない搬入物品は、その種類および容量の点で可能なかぎり、その者のために領置しなければならない。金銭は、領置金として、その者の貸方に記入するものとする。被拘禁者に対しては、執行中および釈放のために必要でない物を送付し、またはそれが、維ぎ資金として必要でないかぎり、自己の領置金を使用する機会を与えるものとする。

第七四条　捜検（Durchsuchung）

(1) 被拘禁者、その物品および居室は、捜検することができるものとする。男子被拘禁者の捜検にあたつては男子に限り、女子被拘禁者の捜検にあたつては女子に限り、立ち会うことができる。

(2) 羞恥感情は、尊重されなければならない。遅れると危険である場合、または個々の場合において施設の長の命令に従う場合に限り、裸体による身体の検査を行うことが許されるものとする。それは、閉鎖された室内において、かつ、他の被拘禁者がいないところで行われなければならない。

(3) 閉鎖施設については、施設の長は、一般に、被拘禁者は収容にあたり、第二項により捜検されなければならないことを命ずることができる。

第七五条　より確実な収容

被拘禁者は、高度に逃走の危険があるか、またはその行状もしくはその者の状態が、施設の保安もしくは秩序に対し危険であるときは、その者のより確実な収容のためにより適当である施設へ移送することができるものとする。

第七六条　特別の保安措置（Besondere Sicherungsmaßnahmen）

(1)　被拘禁者に対しては、その者の行動により、またはその者の精神状態（seelischer Zustand）にもとづき、高度に逃走の危険があるか、または人もしくは物に対する暴行の危険があるか、または自殺もしくは自傷の危険があるときは、特別の保安措置を命ずることができる。

(2)　特別の保安措置として許されるものは、つぎのとおりである。

1　物品の剝奪または留置（Vorenthaltung）

2　夜間の監視（Beobachtung）

3　他の被拘禁者からの隔離

4　戸外滞留の停止または制限

5　危険物のない特別の保安室（besonders gesicherten Haftraum ohne gefährdende Gegenstände）における収容、および

6　戒具の使用（Fesselung）

(3)　第二項第三号ないし第五号による措置は、施設の秩序の著しい混乱を他の方法をもつてしては回避し、または除去することができないときもまた、許されるものとする。

(4)　連行・勾引または輸送にあたつては、第一項に掲げる以外の理由から、高度に逃走の危険がある場合にもまた、戒具の使用は許されるものとする。

(5)　特別の保安措置は、その目的のために必要であるかぎりにおいてのみ、維持することが許される。

第七七条　独居拘禁（Einzelhaft）

(1)　被拘禁者の継続的な隔離（独居拘禁）は、それが被拘禁者自身に存する理由からやむを得ない場合に限り、許されるものとする。

(2)　一年間に六ヶ月以上の独居拘禁は、監督官庁の同意を必要とする。この期間は、被拘禁者が礼拝または戸外時間に参加することによつては、中断されないものとする。

第七八条　戒具の使用（Fesselung）

戒具（Fesseln）は、原則として、両手または両足に限つて、施用することができるものとする。施設の長は、被拘禁者のために、他の方法の戒具の使用を命ずることができる。戒具の使用は、それが必要である限り、時々、緩めるものとする。

第七九条　特別の保安措置の命令

(1)　特別の保安措置は、施設の長が命ずる。遅れると危険である場合には、施設の他の職員もまた、この措置を仮に命ずることができる。施設の長の決定は、遅滞なく求められなければならない。

(2)　被拘禁者が医師による治療もしくは観察を受けており、またはその者の精神状態が処置の原因となつているときは、あらかじめ医師の意見を聞かなければならない。遅れると危険であるためにそれができないときは、医師の意見表明は遅滞なく求められなけ

ればならない。

第八〇条　医師の監督（Ärztliche Überwachung）

(1) 被拘禁者が特別の保安室内に収容され、または戒具を使用されたときは（第七六条第二項第五号および第六号）、施設の医師は、その者を直ちに訪問し、かつ、その後毎日訪問するものとする。

(2) 被拘禁者から毎日の戸外滞留が停止されたときは、常に医師の意見を聞かなければならないものとする。

第八一条　費用賠償（Ersatz von Aufwendungen）

(1) 被拘禁者は、故意または重大な過失にかかる自傷または物件毀損によつて生じた費用を執行官庁に賠償する義務を負う。弁償のためには、自用金（第四四条）の最低額を超える部分をも請求することができる。

(2) 費用賠償の請求は、これによつて被拘禁者の処遇またはその者の社会復帰が阻害されるおそれがあるときは、行われないものとする。

第一二章　直接強制（Unmittelbarer Zwang）

第八二条　一般要件

(1) 司法執行施設の職員は、執行および保安の処分を適法に実施する場合において、それによつて追求された目的が、他の方法では達成されることができない場合には、直接強制を行うことができる。

(2) 被拘禁者以外の者に対しては、その者が被拘禁者を逃走させ、もしくは施設区域内に不法に侵入したとき、またはその者がみだりに施設区域内に、滞留することを企てた場合に、直接強制を行うことが許される。

(3) 他の規則にもとづく直接強制の権限については、本条に規定する限りでない。

第八三条　概念規定

(1) 直接強制とは、有形力（körperliche Gewalt）、その補助手段および武器による人または物に対する作用をいう。

(2) 有形力とは、人または物に対するすべての直接の物質的な作用をいう。

(3) 有形力の補助手段とは、とくに戒具をいう。

(4) 武器とは、職務上許されている剣および銃ならびに刺激剤（Reizstoffe）をいう。

第八四条　比例原則（Grundsatz der Verhältnismäßigkeit）

(1) 数種の直接強制の措置が可能であり、かつ、適当であるときは、その中で、個人および社会一般を害することが最も少いと思われるものを択ばなければならない。

(2) 直接強制を用いることによつて生ずるであろう損害が、得ようとする結果と均衡がとれないと認められるときは、これを行わないものとする。

第八五条　命令による実行（Handeln auf Anordnung）

(1) 直接強制が上司またはその他の権限を有する職員によつて命ぜられたときは、執行職員は、それを行う義務を負うものとする。

但し、その命令が人間の尊厳（Menschenwürde）を害し、または職務上の目的のために与えられたものでないときは、この限りでない。

(2) そのために犯罪が行われるかもしれない場合には、その命令に従つてはならない。それにもかかわらず、執行職員がそれに従つたときは、そのために犯罪が行われることを、その者が認識し、またはその者の認識した事情によればそれが明らかであるときに限り、その者に責任があるものとする。

(3) 執行職員は、事情の許すかぎり、命令者に対し、命令の適法性に対する疑義（Bedenken gegen die Rechtmäßigkeit der Anordnung）を、申し出なければならない。この場合には上司に対するこのような疑義の申告に関する一般公務員法（allgemein Beamtenrecht）の例外規定（公務員法大綱法（Beamtenrechtsrahmengesetz）第三八条第二項および第三項）は、適用しないものとする。

第八六条　警告（Androhung）

直接強制は、事前に警告しなければならない。警告は、事情がそれを許さない場合または刑法の構成要件を充足する違法行為を阻止し、もしくは現在の危険を防止するため、直ちに直接強制を適用しなければならない場合に限り、行わないことができる。

第八七条　銃の使用についての一般規定

(1) 銃は、その他の直接強制の処分がすでに効果がなかつたか、または何らの効果も期待されない場合に限り、使用することができる。物を撃つことが無意味であると思われる場合にのみ人を撃つことが許されるものとする。

(2) 銃は、そのために指定された執行職員のみが、また、侵害または逃走を不能にするためにのみ、使用することができる。

(3) 銃の使用は、常に、事前に、とくに、警告しなければならない。威嚇射撃（Warnschuß）もまた、警告とみなされる。

第八八条　銃の使用についての特別規定

(1) 被拘禁者に対しては、銃は、つぎの場合に限り、使用することができるものとする。

一　その者が武器またはその他の危険な器具を、再三の要求にもかかわらず、放棄しないとき。

二　その者が、暴動（Meuterei）（刑法第一二二条）を企てるとき、または

三　その者の逃走を挫折させ、もしくはその者を再逮捕するため。

開放施設または施設外の労働配置（Arbeitseinsatz）からの逃走を挫折させるためには、銃を使用してはならない。

(2) 被拘禁者以外の者に対しては、銃は、その者が被拘禁者を暴力で解放し、または暴力で施設に侵入しようとする場合に、使用することができる。

第八九条　医師による強制措置（Ärztliche Zwangsmaßnahmen）

(1) 医師による診察および治療ならびに栄養療法（Ernährung）は、被拘禁者自身またはその他の者の生命に対する危険または重大な健康上の危険に際してのみ、強制的に行うことが許されるものと

する。これらの措置は、医者が得られず、かつ、これを遷延するときは、生命の危険がある場合は別として、医師の指示により、およびその指導のもとにおいてのみ、行うことができるものとする。

(2) 生命または健康に対する重大な危険を伴う措置は、被拘禁者の意思に反して行つてはならない。さらに、胃の内容物(Mageninhalt)または胆汁(Galle)、脊髄液または脳粘液(Rückenmark-oder Gehirnflüssigkeit)の採取ならびにすべての外科手術および全身麻酔を必要とするような手術は、医師によつてのみ、かつ、関係者の同意を得てのみ、行うことができるものとする。